

概要	
通報受理日	令和7年1月30日
通報内容	<p>新潟市直営の障がい福祉施設において、過去に障がい福祉サービス費の不正受給が行われていた。当該不正受給について新潟市福祉部福祉監査課に対して情報提供を行い、情報提供後に福祉部福祉監査課と福祉部障がい福祉課による実地指導が行われたが、当該不正受給についての指導が行われなかった。</p> <p>(調査項目の追加)  通報内容に記載はなかったが、審査会による調査着手後、施設での虐待案件を審査会で確認し、市の対応が適切に行われていたか疑義が生じたため、調査項目に追加した。</p>
審査会市長報告日	令和7年9月30日
審査会調査結果	<p>情報提供を受けて新潟市福祉部福祉監査課及び障がい福祉課が実施した実地指導について調査し、不適切な点を確認した。  施設内で発生した虐待事案に対する市の対応について、違法な点は確認できなかった。</p>
審査会意見	<p>1 個別支援計画の作成に関する不正受給について  (1)実地指導について  少なくとも本件公益目的通報を受けて調査を行った利用者分に関しては、一連の業務の内、計画原案の作成及び会議の開催について、全利用者分に関しては、同意取得について条例の定めに従っていないものと当審査会では判断する。また、条例の定めに従っていない運用である以上、同一の内容である国の基準の定めにも従っておらず、そのため国が定める減算の要件に該当し不正受給となる可能性もあることから、当審査会の意見を十分に参酌した上で、過去に行った実地指導の結果を見直し、各種関係法令・通知等を踏まえ、適正な請求が行われていたか改めて調査し、必要に応じた是正を求める。</p> <p>(2)新潟市の指導監査の方法について  本件実地指導において、同意取得について根拠資料に依らず口頭による聞き取りのみをもって事実確認していたことが判明した。こうした方法は、他民間事業者に対する指導監査と比較し、市直営の施設に対して恣意的な判断をしたものと疑われる恐れがある。  福祉施設の指導監査の方法については国の指針が示すとおり、標準確認文書を証拠資料とすることを原則として実地指導を行うよう、新潟市の指導監査の方法について改善を求める。</p> <p>また、違法な点を確認はできなかったが、運用に関して改善の余地を見込み意見が付される。</p> <p>2 虐待事案について  障害者虐待防止法第19条に規定する権限行使について、法的な根拠がないにも関わらず、権限の行使をする場合を重大な案件に限定し、かつ、重大かどうかの判断基準すら持たないという新潟市の運用は、特に本件のような市直営の施設の場合に恣意的な運用に繋がるリスクがある。こうした運用である以上、仮に隠蔽の意図がなかったとしても対外的に隠蔽を疑われてもやむを得ない。  また本件の場合を鑑みると、虐待事案が複数年に及んで発生したことは、施設での改善策が機能していなかったこと、ひいては新潟市が適切な権限行使を行わなかったことが原因で後年の虐待事案が発生したと疑われる恐れもある。さらに権限の行使の対象について、仮に福祉部が主張する重大な案件にのみ限定する運用を是とする立場に立ったとしても、そもそも本件は複数の職員による継続した案件であり、重大案件に該当しないとする新潟市の判断に当審査会として疑義を抱く。  今後は、こうした疑義を抱かれることのないよう、基準を明確化し透明性のある運用を望む。</p> <p>3 直営施設に対する組織体制と指導監査の在り方について  福祉部福祉監査課に対して不正受給の情報提供があったにも関わらず、是正がなされなかったため通報者は当審査会に対して公益目的通報を行うに至った。このことは、直営施設に対する現在の指導監査の体制、あるいは内部通報の体制が十分に機能していないものと考えられる。  今後は、直営施設に対して十分な指導監査が行えるような運用、体制の検討を望む。</p>
是正処置	<p>1 (1)改めて実地調査を行い、不適切な点を確認したので介護給付費の過誤調整を行った。  (2)国の指針に則した指導監査の実施を徹底していく。</p> <p>2、3  直営施設で不適切と思われる事案が生じた場合は、初期段階から監査部門である福祉監査課と制度及び施設を所管する障がい福祉課がそれぞれの権限と責任において連携して確認作業を行い、適切な指導監査の実施を含む十分な指導ができるように取り組む。  また、当該施設を障がい福祉課から独立した課長級機関とする組織改正を行い、再発防止を図った。</p>

概要

通報受理日	令和7年4月28日
通報内容	<p>1 新潟市直営の障がい福祉施設において、利用者の保護者から施設宛の贈答品を受領している。</p> <p>2 施設事務室内のパソコン画面が玄関ホールから覗ける配置であり、施設利用者や第三者が利用者の個人情報を見ることができる環境になっているとともに、施設利用者が自由に事務室内を出入りしている。</p>
審査会市長報告日	令和7年9月30日
審査会調査結果	調査の結果、通本内容にある事実を確認し、1及び2について不適切な点を確認した。
審査会意見	<p>市民の疑惑や不信を招く恐れがある行為は厳にこれを慎まなければならない、贈答品の受領拒否について改めて当該施設職員へ指導を徹底するとともに、利用者や保護者等へ周知文書を配布し注意喚起するなど、利用者らとのより適切な関係性の構築に努めるべきである。</p> <p>また、本施設は業務上、多数の利用者やその家族についての個人情報を取り扱うことから、業務全般において、個人情報の保護に関する法律や関係条例に基づき、保有個人情報の漏洩及び滅失等の防止等、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要がある。</p>
是正処置	<p>1 職員への周知徹底と利用者の保護者向けに文書周知を図った。</p> <p>2 事務室ドアの窓(2か所)に、遮光フィルムを貼り、職員のパソコンの画面にプライバシーフィルターを貼った。</p> <p>3 施設利用者の事務室への出入りを、個人情報の安全管理に配慮し、区画等一部制限を行うとともに、全職員に対し、事務室内の机上等の個人情報の適正な管理を徹底するよう周知した。</p>

概要

通報受理日	令和7年12月18日
通報内容	複数の市職員が職務に関係のある者の自宅での会合に参加し、飲食の提供を受けている。
審査会市長報告日	令和8年3月19日
審査会調査結果	通報にあった会合に参加した市職員について、違法な点は確認できなかった。
審査会意見	<p>違法な点は確認できなかったものの、新潟市全体の組織風土の改善につながることを望み、以下の意見を付す。          通報者が本件公益目的通報に至ったように、市の職員が職務に関係のある者の自宅に集まり、職員自らが任意の金額を会費として酒に換え、手料理や酒を振舞われるという行為は、対価の支払いの有無程度などがあいまいになりやすく実費相当額の債務の履行として認められない恐れもあり、また事情を把握していないものなどから対外的に見て疑惑や不信を招く恐れも十分にありえる。          また、審査会のヒアリング対象となった職員が参加した会合においては法令違反等の事実は確認できなかったものの、今後継続していくと仮に会費を過大に徴収した場合や会費を支払わずに参加する者がいた場合に、法令等の違反や指針に反することにつながりかねない恐れがある。</p> <p>については市長においては改めて事実関係を整理し、市民の疑惑を招く恐れや法令違反につながる恐れを払しょくするとともに、同種事案発生防止のため、当該関係者や市職員全体に対して法令違反等のリスクの注意喚起を行うなどの対策をとられることを望む。</p>
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内所属長向けの研修において、本件通報において指摘された法令違反等のリスクの周知を行い、注意喚起を図った。</li> <li>・当該関係者に対して、本件通報において指摘された法令違反等のリスクの共有を行い、今後は同様の会合を開催することを自重するよう申し入れを行った。</li> <li>・市職員の服務に関する指針について、より具体的な記載を加える改訂を行った。</li> </ul>